

習志野市立実花小学校PTA

会 則

同

細 則

同

厚生費規程

同

バレーボール部規程

令和7年4月現在

会員氏名

実花小学校PTA会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は実花小学校PTAと称し、事務所を実花小学校内におく。
- 第 2 条 本会は学校と家庭及び社会が協力して児童教育の振興を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
1. 児童の保護奨励に関する事項
 2. 教育環境整備に関する事項
 3. 学校経営協力に関する事項
 4. その他本会の目的達成に関する事項
- 第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動するものとする。
- 第 5 条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる個人または団体などの支持統制干渉も受けてはならない。

第二章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 正会員 児童の保護者及び教師
 2. 賛助会員 学区内に居住し、本会の主旨に賛同する者

第三章 機 関

- 第 7 条 本会の事業を行うため、次の機関をおく。
1. 総会
 2. 理事会
 3. 委員会
 4. 執行部

第 8 条 総会は本会の最高議決機関であつて、役員、会員の全員をもって構成し、定例総会及び臨時総会の二つとする。

定例総会は通常学年始めに開催し、次の事項を行う。

1. 前年度の事業及び会計の報告並びに承認に関すること
2. 新年度の事業及び予算の審議に関すること
3. その他必要事項の審議等に関すること
4. 会則の改正に関すること
5. 役員の紹介に関すること

臨時総会は理事会で必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 の要請があつた時開催するものとし、所要事項の報告または審議に関することを行う。

総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。尚、委任状をもって出席にかえる事ができる。

総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

総会の開催が困難な場合、会員に対し書面または電磁的方法（電子メール等）により議案内容の周知を図った上で議決を行い、総会に代えることができる。

第 9 条 理事会は会長、副会長、会計、書記、校長、教頭、教務主任、及び各委員会の代表者で構成し、会長が議長となり所要事項を審議決定するとともに、本会の運営にあたる。

第 10 条 理事会は会長が召集する。
会議を召集する場合は、会議の召集者はそれぞれの会議の日時・場所・報告事項・審議事項を文書をもって関係者に配布するか、回覧によるか、またはその他適宜な方法により、事前に関係者に通知する処置をとるものとする。

第 11 条 委員会及び執行部については、別に細則で定める。

第 12 条 各会議における議決は、出席者の過半数をもってするものとする。
但し、会則の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第四章 役 員

第 13 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 会 計 若干名
4. 書 記 若干名

第 14 条 役員は正会員の中から選び、任期は2年とし、再任を妨げない。

第 15 条 役員の選出または委嘱及び任務は、次の各号によるものとする。

1. 会長、副会長、会計、書記、雑草の会会長、バレーボール委員、市補導委員選出にあたっては、選考委員会が、正会員の中から選出する。選考委員会の構成については、別に定める。
2. 会長は本会を代表し会務を統括する。
3. 副会長は正会員の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱し、会務については会長に協力し、会長不在の際はこれに代わる。
4. 会計は正会員の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱し、会計事務を行う。
5. 書記は正会員の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱し、会の記録をとる。

第五章 会 計

- 第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第 17 条 会費は会員の 1 家庭につき、年額 2,760 円とし、転出・転入があった場合は月額 230 円として PTA 会費を返金または集金する。特段の事情がある場合、総会の承認を受けて会費の減額を行う。
- 第 18 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。正会員の中から、監査を 2 名置き、会計事務を監査する。
- 第 19 条 本会の財産目録及び収支決算書は、毎年 1 回、定例総会で報告し、その承諾を得なければならない。
- 第 20 条 正会員はいつでも会計の内容の提示を要求し、または会計簿を閲覧する事ができる。
- 第 21 条 厚生費については別に細則で定める。

第六章 個 人 情 報

- 第 22 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「実花小学校 PTA 個人情報保護方針」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. この会則は昭和 52 年 4 月 1 日から適用する
2. この会則は昭和 54 年 4 月 28 日、第 13 条の一部を改正する
3. この会則は昭和 60 年 4 月 27 日、第 17 条の一部を改正する
4. この会則は昭和 63 年 4 月 23 日、第 6 条、第 15 条の一部を改正する
5. この会則は平成 2 年 3 月 3 日、第 21 条の一部を改正する
6. この会則は平成 7 年 4 月 15 日、第 17 条の一部を改正する
7. この会則は平成 13 年 4 月 21 日、第 1 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条、の一部を改正する

8. この会則は平成 14 年 4 月 19 日、第 9 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条、の一部を改正する
9. この会則は平成 15 年 4 月 18 日、第 9 条の一部を改正する
10. この会則は平成 19 年 5 月 1 日、第 15 条の一部を改正する
11. この会則は平成 20 年 12 月 3 日、第 14 条の一部を改正する
12. この会則は平成 23 年 3 月 2 日、第 17 条の一部を改正する
13. この会則は平成 31 年 4 月 5 日、第 17 条の一部を改正する
14. この会則は令和元年 7 月 2 日、第 22 条を追加する
15. この会則は令和 2 年 6 月 30 日、第 8 条、第 17 条の一部を改正する
16. この会則は令和 5 年 4 月 25 日、第 17 条の一部を改正する

実花小学校PTA個人情報保護方針

実花小学校PTA（以下「本会」という。）では、個人情報の重要性を十分確認の上、以下の事項を遵守し、個人情報保護への取り組みを実施・継続してまいります。

1. 個人情報とは

特定の個人を識別できる情報

2. 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、運営上必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により個人情報を取得するものとする。

3. 個人情報の利用目的

本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で適正に利用するとともに、情報を提供した本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することを禁止する。

- （１）活動等に関する必要事項の案内
- （２）資料及び書類の送付
- （３）質問等返答を要する際の連絡
- （４）本会役員、理事、会員名簿等の作成に関する事項
- （５）PTA活動全体における活動内容向上に必要な事項
- （６）取得の際に特記した事項

4. 個人情報の管理

本会は、収集した個人情報については、目的達成のための個人情報保護管理者（以降、管理者）を置き、本会会長をもってこれに充てる。管理者は個人情報の収集、利用、提供、管理に関し、この方針の定めに従い適正に処理する責任を有する。個人情報の保護に関して重要事項・疑義が生じた場合は理事会の協議とする。

5. 個人情報の第三者への提供

本会で取り扱う個人情報については、法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく第三者へ開示及び提供することを禁止する。

6. 組織及び体制

本会は、個人情報保護の重要性を深く認識し、適切な組織及び体制を維持するため、継続的に改善及び向上に努めるものとする。

実花小学校 P T A 細則

1. 学級から選出されたすべての委員は、相互で協力し、P T A の円滑な運営に努める。

2. 委員会

(1) 次の各委員会を置く。

- | | | |
|----------------|-----------|------------|
| [1] 学級・学級卒対委員会 | [2] 広報委員会 | [3] 有価物委員会 |
| [4] 校外委員会 | [5] 選考委員会 | [6] 雑草委員会 |

(2) 各委員会の構成(選考委員会は除く)は、各学級及び地域(有価物委員、校外委員)より選出された委員をもって構成する。

(3) 各委員会は、総会及び理事会の決定に基づいて、次の事業を行い、必要に応じて委員会を開催する。

[1] 学級・学級卒対委員会

学級、学年単位の事業及び、学校の教育環境の整備を行う。学級 P T A の諸問題には、その都度、執行部と相談し速やかな解決を図る。

5・6 年の学級委員は卒業対策委員も兼ねる。学級卒対委員は修学旅行の積立金や卒業に必要な積立の集計を行う。担任と連絡を取り合って入出金を行う。

[2] 広報委員会

P T A の広報活動に関する事を計画し実施する。

[3] 有価物委員会

学区内における有価物の収集作業を実施する。

[4] 校外委員会

学区内における児童の交通安全に関する事や、児童の生活に関することについて相談及び指導をする。

〔5〕 選考委員会

- ① 1～5年の各学年から1名、計5名と、執行部（若干名）及び教頭をもって構成する。なお、立候補がない場合は、1～5年の各学級より1名選出し互選会を行う。
- ② 次期会長、副会長、会計、書記、雑草の会会長、バレーボール委員、市補導委員を選考する。

〔6〕 雑草委員会

1～5年生の各学級1名で構成され雑草の会会長のもと、学校の環境整備等を行う。

3. 理事会

- （1）理事会は、各学期に1回以上開催し、必要に応じて実施回数を調整する。
- （2）理事会での審議事項は、次の事項とする。
 - 〔1〕 各委員会の活動報告に関する事
 - 〔2〕 役員の選任（内定）に関する事
 - 〔3〕 予算額の変更（特別な支出・収入の処理）に関する事
 - 〔4〕 細則及び各種規程の改正に関する事
 - 〔5〕 その他必要事項の審議に関する事
- （3）理事会をやむを得ず欠席する時は、議決に影響のないよう代理をたてる。

4. 執行部

- （1）会長、副会長、会計、書記をもって構成する。
- （2）PTAの庶務及び会計事務を担当する。
- （3）業務の円滑を図るため、正会員の中から専任の事務局員をおくことができる。
- （4）習志野市PTA連絡協議会の業務に主に携わるため、正会員の中から外交執行部員をおくことができる。

5. 習志野市PTAバレーボール委員会

- (1) 習志野市PTAバレーボール委員会の業務に主に携わるため、正会員の中からおくものとする。

6. 雑草の会

- (1) 学校の教育環境の整備等を行う。
- (2) 雑草の会会長は、正会員の中から理事会の同意を得てPTA会長が委嘱し、雑草委員、会員とともに活動を行う。
- (3) 活動については、PTA、学校と連絡を密に取り、協議を重ね実施する。

付 則

1. この細則は昭和52年4月1日より実施する
2. この細則は昭和63年4月23日、一部を改正する
3. この細則は平成2年3月3日、一部を改正する
4. この細則は平成10年4月18日、一部を追加する
5. この細則は平成13年4月21日、一部を改正する
6. この細則は平成14年4月19日、一部を追加する
7. この細則は平成15年4月18日、一部を追加する
8. この細則は平成18年5月2日、一部を改正する
9. この細則は平成19年5月1日、一部を改正する
10. この細則は平成23年3月2日、一部を改正する
11. この細則は平成23年12月14日、一部を改正する
12. この細則は平成25年4月26日、一部を追加する
13. この細則は平成26年4月18日、一部を改正、追加する
14. この細則は平成29年2月7日、一部を追加する

厚生費規程

1. 目的

会員が信頼と友情とをもって会員相互の親睦厚生を図ることを目的とする。

2. 会計

(1) 本厚生費の経費は、会員の1家庭につき年額240円とし、転入・転出があった場合は月額20円とし、納入するものとする。

(2) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(3) 本経費は会計簿を備え、次年度の総会にその状況を報告しなければならない。

3. 事業

(1) 慶事

(1) 教職員の結婚及び出産の場合、PTAの名をもって、5,000円をおくる。

(2) 教職員が特別な荣誉を受けた場合、及び海外渡航(公務)の際は、その都度理事会の承認を得ておく。

(2) 弔慰及び見舞い

(1) 会員死亡(父母及びこれにかわる保護者)の場合は、PTAの名をもって5,000円をおくる。(教職員の場合は一親等以内に限る)

(2) 児童死亡の場合は前項(1)に準ずるが、さらに通夜に5,000円程度の供物をおくる。

(3) 児童、教職員が病気等のため長期療養(2週間以上の入院)の場合は5,000円をおくる。

(4) 会員及び教職員が災害を受けた場合、火災による全焼及びそれに類するものの場合は5,000円をおくる。その他の場合は、若干の見舞金をおくる。

(5) その他の災害の場合は、理事会の承認を得ておく。

(3) 上記以外の場合で、本会の目的に適合する特別の場合には、理事会の承認を得ておくことができる。

なお、緊急の場合は会長に一任し、事後承諾を受ける。

付 則

1. 本会よりおくる慶弔、見舞いに対しては、一切の謝儀は受けつけない
2. 本規程を変更する場合は、P T A理事会の承認を得る
3. 本規程は昭和55年4月1日より改正施行する
4. この規程は昭和58年4月30日、3の(2)の(1)を一部改正する
5. この規程は昭和59年4月28日、3の(1)の(1)を一部改正する
6. この規程は平成2年3月3日、2の(1)、3の(3)を一部改正する
7. この規程は平成13年4月21日、2の(1)を一部改正する

実花小学校 P T A バレーボール部規程

(現在休部中)

第 1 条 名 称

本部は実花小学校 P T A バレーボール部と称し、事務所を同校内におく。

第 2 条 目 的

(1) P T A 会員相互の親睦を図る。

(2) 市内 P T A バレーボール活動を通して、他校との交流を図る。

第 3 条 活 動

本部は、会員が協力して自主的に集まり、自分たちの手で継続的に行う。

第 4 条 会 計

本部の経費は、P T A 予算の範囲とする。

第 5 条 設置の条件

(1) 活動内容が目的に抵触しないこと。

(2) 部長をバレーボール部員の中より選出すること。

(3) 市 P バレーボール競技委員をバレーボール部員の中より選出すること。

(4) 会計をバレーボール部員の中より選出し、適切に経費を管理すること。

(5) 理事会に出席し、活動の報告をすること。

(6) バレーボール部員の入会、脱会等、状況を執行部に連絡すること。

(7) 実花小学校 P T A を通して連絡、募集、P R する等の権利を保障する。

付則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 8 日から実施する

この規程は、平成 2 9 年 2 月 7 日、第 5 条(4)を追加する

P T A 組織図



総会

理事会

◆ 執行部（任期 2 年）

会長・・・1 名

副会長・・・若干名（教頭含む）

書記・・・若干名（教務主任含む）

会計・・・若干名

＊執行部より数名選考委員会に出向

外交執行部

習志野市 P T A 連絡協議会 1 名（兼任可）

監 査

2 名

あいうえお 雑草の会（在籍児童の父親全員）

会長・・・1 名（任期 2 年）

雑草委員会 { 1～5 年生の各クラス
1 名×学級数（父親）

実花小後援会役員

3 名 （執行部と兼任）

バレーボール部（任意）※休部中

部長・・・1 名

競技委員・1 名

会計・・・1 名

バレーボール委員 1 名（任期 2 年）

学級委員会・・・1～4 年各クラス 1 名×学級数

学級卒対委員会・・・5 年各クラス 1 名×学級数
6 年各クラス 1 名×学級数

広報委員会・・・{ ～6 年各クラス 1 名×学級数

有価物委員会 { 1 丁目 2 名・6 丁目 4 名

8 丁目 9 名

校外委員会 { 1 丁目 6 名・2 丁目 9 名

6 丁目 6 名・7 丁目 8 名

8 丁目 9 名

選考委員会・・・1～5 年各学年 1 名 教頭

※委員長 1 名・副委員長若干名

※有価・選考は委員長ののみ

市補導委員（習志野市青少年センター）

2 名（任期 2 年）